

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され  
た契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定  
により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和5年第4回杉並区議会定例会において議案第86号に  
より議決を得た「杉並区立杉並第二小学校管理・教室棟等  
解体工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金202,950,000円  
変更後の契約金額 金199,364,000円  
契約金額の減額 金3,586,000円
- 3 変更理由 工事着手後、コンクリート殻の処分費が安価な搬出先を確  
保出来たほか、アスベスト検体調査結果により不検出箇所  
について撤去費が不要となったため。
- 4 専決処分年月日 令和6年12月5日